天理市障害者移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第8号の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者及び障害児に対して、外出のための移動支援事業(以下「事業」という。)を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(対象者)

- 第2条 事業の対象者は、法第4条第1項及び第2項に規定する障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)であって、本市に居住する障害者等(居住地特例(法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者について、同項に規定する特定施設に入所する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体として取り扱うことをいう。以下この項において同じ。)により他市町村による法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの支給決定を受けている者を除く。)及び市外に居住する障害者等(居住地特例により本市が法第5条第15項に規定する共同生活援助の支給決定をしている者に限る。)とする。
- 2 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「被保険者」という。)のうち次に掲げる者は、事業を利用することができる。
 - (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳の視覚障害の程度が1級、2級又は3級の者
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳の肢体不自由の 程度が総合級で1級、2級又は3級の者
 - (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳の肢体不自由かつ要介護1以上の認定を受けた者
 - (4) 療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けた者であって、被保険者 の資格取得以前からこの事業を利用している者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(支援の内容)

- 第3条 市長は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出で、介護又は介助(食事、排泄、代筆、代読、その他必要と認められる身の回りの世話をいう。)を伴い、1日で用務を終えるものについて、支援を行うものとする。
 - (1) 官公庁への手続き又は金融機関への外出
 - (2) 冠婚葬祭若しくは公的事業への参加
 - (3) 生活必需品等の購入のための外出
 - (4) レクリエーション、映画鑑賞等の余暇のための外出
 - (5) その他市長が必要と認める外出
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる外出及びサービスについては、原則 支援の対象としない。
 - (1) 通勤、通学、通所、通院等の移動のための外出
 - (2) 送迎のみを目的としたサービスで、介護又は介助を必要としないもの
 - (3) 営業等の経済活動のための外出
 - (4) 宗教活動、政治活動その他特定の利益を目的とする団体の活動に関する活動のための外出
 - (5) 宿泊等を伴う外出
 - (6) 賭博・風俗等、公費で負担することが社会通念上適当でない外出
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める外出
- 3 支援の形態は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個別移動支援 障害者等の外出における個人への移動支援
 - (2) グループ移動支援 複数の障害者等からなるグループの外出における集団への移動支援

(利用の申請)

- 第4条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、地域生活支援事業利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
 - (1)住所を証する書類

- (2) 所得の状況を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実 を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることが できる。

(利用の決定等)

- 第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定したときは、地域生活支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、法第22条第8項に規定する受給者証を交付するものとする。
- 2 事業の利用は、原則として1月につき25時間までとする。

(利用の有効期間及び更新申請)

- 第6条 前条の規定による利用決定の有効期間は、決定を行った日から起算して、1年以内とする。
- 2 事業を利用する者(以下「利用者」という。)が、有効期間満了後も引き続き当該事業を利用しようとするときは、有効期間満了日前1月以内に第4条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の方法)

第7条 利用者が事業を利用しようとするときは、事業者に受給者証を提示し、 利用申込みをするものとする。

(利用の変更)

- 第8条 利用者は、次に掲げる場合に該当するときは、地域生活支援事業利用変更申請書(様式第3号)により、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 利用者の住所等を変更した場合
 - (2) 利用者の心身の状況に大きな変化があった場合

(利用の取消し)

- 第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規 定による利用決定を取り消すことができる。
 - (1) この事業の対象者でなくなったとき。
 - (2) 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。

(3) その他市長が利用を不適当と認めたとき。

(事業の実施)

- 第10条 事業の実施は、市長が居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援 護に係る指定障害福祉サービス事業者(以下「事業者」という。)に委託し て行うものとする。
- 2 前項の規定により事業を行う事業者は、介護福祉士等(指定居宅介護等の 提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月厚生労働省 告示第538号)に規定する研修の「外出介護従事者養成研修課程」を修了し た者)等の適切に事業に従事できる人員(以下「従事者」という。)を配置 しなければならない。ただし、従事者は、事業の実施に支障のない範囲で他 の職務に従事することができる。
- 3 事業者は、支援技術の向上を図るため、従事者に必要な研修を実施しなければならない。
- 4 従事者は、事業に従事する場合において、従事した内容を事業者に報告し なければならない。

(利用者負担金)

- 第 11 条 利用者は、別表に規定する金額の1割を利用者負担金として事業者に支払うものとする。ただし、利用者の同一の月における当該負担金、天理市障害者日中一時支援事業実施要綱第 11 条に定める利用者負担金、天理市訪問入浴サービス事業実施要綱第 11 条に定める利用者負担金及び天理市地域活動支援センター事業実施要綱第 12 条に定める利用者負担金を合計した額が 37,200 円を超えるときに限り、その超える額を免除するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者 負担金の全額を免除する。
 - (1) 利用者の属する世帯(利用者が 18 歳以上の場合は、利用者及び配偶者に限る。) が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく生活扶助を受けているとき。
 - (2) 利用者が 18 歳以上である場合において、利用者及び配偶者の当該年度 (4月から6月までの間の利用については前年度) の市民税が非課税であるとき。

(3) 利用者が 18 歳未満である場合において、利用者を監護する者及び配偶者の当該年度(4月から6月までの間の利用については前年度)の市民税が非課税であるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

サービス類型		サービス時間毎の費用			
		30分	1 時間	1 時間 30 分	以後 30 分 毎の加算額
個別支援型	身体介護を 伴う場合	2,300円	4,000円	5,800円	820円
	身体介護を 伴わない場合	800円	1,500円	2,250円	750円
グループ支援型	2人支援型	480円	900円	1,350円	450円
	3人支援型	350円	650円	980円	330円
	4人支援型	280円	520円	780円	260円
	5人支援型	240円	450円	680円	230円
備考		上記の金額は、利用者1人当たりの金額とする。 消費税及び地方消費税を含む。			

単価表の取り扱いについて

事業に係る費用の金額については、30 分単位で区分していますが、15 分未満は切り捨て、15 分以上を30 分として計算します。

例えば、「個別支援型:身体介護を伴う場合」での計算は、次とおりとなります。

- ①45 分未満については、「30 分: 2,300 円」として算定します。
- ②45 分以上1時間15 分未満は、「1時間:4,000円」として算定します。
- ③1時間15分以上1時間45分未満は、「1時間30分:5,800円」として算定します。 以後30分毎の加算についても同様に、15分未満に関しては切り捨て、15分以上に関 しては切り上げし、算定します。

例:1時間45分は、「1時間30分」+「15分を切り上げして30分の加算」とし、 5800円+820円=6,620円とします。

2時間 44 分については、14 分は切り捨てし、2時間 30 分として算定します。「1時間 30 分」+「30 分加算×2」=5,800円+1,640円=7,440円となります。